

令和5年度

第2回 国民健康保険運営協議会 会議録

日時 : 令和6年2月8日(木) 午後2時00分

場所 : 交野市役所 本館3階 第二委員会室

令和5年度 第2回交野市国民健康保険運営協議会 会議録

1. 開会 令和6年2月8日（木）午後2時00分

2. 閉会 令和6年2月8日（木）午後2時50分

3. 出席委員 会長 前波 艶子
副会長 青山 雅宏
委員 岡本 満子
委員 河辻 和文
委員 小菓 裕成
委員 古賀 よし枝
委員 佐寫 英則
委員 新庄 士郎
委員 長井 輝臣
委員 羽尻 昌功
委員 波戸 良光
委員 山口 由美子

4. 事務局 副市長 良 幸浩（挨拶のみ）
市民部長 小川 暢子
市民部次長 菅 和美
医療保険課長 村上 務
医療保険課長代理 村田 奈美・久保田 佳代
医療保険課係長 中田 学

5. 議事案件

- ・ 報告
 - 大阪府国民健康保険運営方針について
 - 1. 令和6年度国民健康保険の保険料率について
 - 2. 保険料賦課限度額について
 - 3. 低所得者減免基準について（市独自減免）
 - 国民健康保険料軽減判定所得基準の見直しについて
 - 令和6年度国民健康保険特別会計予算案について
- ・ その他
 - 交野市国民健康保険特定健康診査等実施計画及びデータヘルス計画策定について

会 長： みなさんこんにちは。定刻になりましたので、これより、令和5年度第2回国民健康保険運営協議会を開催いたします。本日は、お忙しいところ、本運営協議会にお集まりいただき誠にありがとうございます。本運営協議会は公開となっております、本日は傍聴人はおられるでしょうか。

事務局： おられません。

会 長： おられないということですので進めさせていただきます。
まず、本運営協議会の開会にあたりまして、良副市長よりご挨拶をいただきます。

副市長： 改めましてみなさまこんにちは。副市長の良でございます。本来であれば市長の山本からご挨拶申し上げるべきところではございますが、あいにく他の公務と重なっておりまして、代わりにわたくしから令和5年度第2回国民健康保険運営協議会の開会にあたりまして一言ご挨拶を申しあげます。委員の皆様方におかれましては、本日は公私何かとご多忙の中、国民健康保険運営協議会にご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。平素は本市の行政運営、とりわけ国民健康保険事業の運営にご協力をいただいておりますこと、この場をお借りしまして厚く感謝を申し上げます。ありがとうございます。

さて平成30年の4月から国民健康保険の事業の運営を大阪府とともに行ってまいりましたが、今般6年間の激変緩和措置期間を経まして改めて大阪府の国民健康保険運営方針が策定をされました、被保険者の方に直接大きな影響を及ぼす保険料につきましては、抑制に向けて取り組んでまいったところではございますが、大阪府において、令和6年度の府内統一の保険料が示されましたので保険料率及び保険料賦課限度額の改定につきまして、また本市独自の減免の廃止についてご報告をさせていただきたいと考えております。

あわせて、本日の議題といたしまして保険料軽減判定、所得基準の見直しについて、次に令和6年度国民健康保険特別会計予算案についてのご報告とその他の案件を予定いたしておりますので、どうぞよろしくご報告申し上げまして、甚だ簡単ではございますが開会にあたりましての挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞよろしくご報告申し上げます。

課 長： なお、副市長におきましてはこの後、他の公務がございますので、これをもちまして退席とさせていただきます。

副市長： 失礼いたします。どうぞよろしくご報告申し上げます。

—（副市長退席）—

会 長： それでは、委員の出席状況を事務局から報告願います。

久保田： 委員の出席状況を報告いたします。

課長代理　　本日は12名の、出席でございます。欠席の連絡を受けておりますのは、西川委員1名でございます。以上でございます。

会　　長：　　ただいまの報告のとおり、協議会規則第7条の規定に基づき、本運営協議会は成立いたしました。

　　続きまして、会議録署名委員の指名ですが、協議会規則第13条により、議長が指名することになっておりますので、被保険者を代表する新庄委員、保険医・保険薬剤師を代表する小菓委員を指名いたします。

　　よろしく願いいたします。

　　それでは次第にそって、進めさせていただきます。まず、報告案件一点目「大阪府国民健康保険運営方針について」及び「令和6年度国民健康保険の保険料率について」事務局より報告願います。

村上課長：　　着座にて失礼いたします。

　　これまで第2回目の運営協議会におきましては、次年度の保険料について諮問させていただいておりましたが、令和6年度からは大阪府国民健康保険運営方針により、保険料等の取扱いが改めて示されていることから、まずは大阪府国民健康保険運営方針について報告させていただきます。

　　当方針につきましては、これまでも進捗状況等の報告をさせていただいておりましたが、大阪府が実施したパブリックコメント等を経て、令和5年12月に成案が決定されました。お配りしております資料に当方針とその概要版をお付けしておりますが、ボリュームも多く全てを報告することは時間的にもできませんので、これまでの当委員会でも意見の多かったものや、被保険者に影響が大きい箇所を抜粋して報告させていただきます。

　　資料の1ページをお開きください。

　　基本的な考え方といたしまして、市町村国保は平成30年度から、いわゆる都道府県広域化となっており、大阪府が財政運営の主体となり、府内全体で支え合い、負担を分かち合う仕組みとなっております。府内全体で被保険者間の受益と負担の公平化を図るとともに、安定した財政運営を図り、被保険者の負担軽減を図りながら、持続可能な国保運営を実現するために、保険料賦課基準や減免基準等の「府内統一基準」を定めるものです。

　　それでは個別に見ていきたいと思えます。

　　市町村が保有する基金についてでございます。一時期、市が保有する基金をすべて大阪府に収めることも検討されたようですが、最終的には基金を設置している市町村は予期せぬ支出増や収入減に対応するため、引き続き基金を保有することになりました。ただし、今後の基金の使い道については限定され、特に保険料率の引き下げを目的とした繰り出しは認めないとされています。交野市においてはこれまで、令和4年度に5400万円、令和5年度では約1億9500万円の基金を取り崩し、保険料の抑制に努めてまいりましたが、令和6年度以降はそれが出来なくなります。

　　今年度末の基金残高は約6億2千万円の見込みで、今後については引き続き、被保険者のがん検診の無償化の活用や、不測の事態に備えて基金を継続してまいります。

続きまして2ページです。府内統一保険料について。

府内全体で被保険者の受益と負担の公平化を実現するため、府が示す市町村標準保険料率を府内統一とし、市町村が定める保険料率は、極めて限定的な場合を除いて、府が示す市町村標準保険料率と同率とすることとなっておりますことから、交野市においても標準保険料率を適用することとなります。具体的な料率や影響額については、後程説明いたします。

この方針により府が示す料率を適用する限りにおいては、市で料率を検討する余地がございませんので、今回の運営協議会において諮問ではなく報告とさせていただいた次第です。ただし、極めて限定的な場合として、保険料収納不足等により大阪府の基金から貸し付けを受けた場合に、その償還財源を確保するために標準保険料率に上乘せした独自の保険料率を算出しなければなりません。その場合においてはこの運営協議会で諮問させていただくことになります。

そういうことがあってはならないように適正な運営に努めてまいりたいと思っております。

続きまして保険料の減免でございます。

保険料の減免につきましても国の通知等を参考にしつつ府内統一基準とするとなっております。交野市では独自に「低所得者に対する減免」を実施してまいりましたが、令和6年度より廃止になります。こちらも後ほど説明いたします。

続きまして一部負担金の減免及び徴収猶予でございます。こちらは医療機関にかかった際にお支払いいただく3割または2割分について、基準に該当しますとその分が減免もしくは支払いが猶予されるものです。こちらにつきましても適用の基準が府内統一になりますが、交野市ではすでに統一基準と同基準で実施しておりますので変更はございません。

これら以外にも保険料の賦課方式（所得割・均等割・平等割）、介護保険の平等割はございませんが、限度額、出産一時金等の給付費など様々なものが統一されます。本市においてはすでに大阪府基準と同じ取扱いになっておりますので大きな変更はございません。

こうした府内市町村で標準的な算定方法や取り扱いの方針を定めることで、府内の被保険者の受益と負担の公平性を確保し、また、府内全体で疾病の予防・健康づくりや医療費の適正化、事業運営の効率化を進めることにより、持続可能で安定的な国民健康保険制度を運営していこうとするものでございます。

報告は以上になります。

会長： ありがとうございます。

ただいまの報告について、何かご質問ございませんでしょうか。

村上課長： 続きまして、令和6年度国民健康保険の保険料率について3ページをお開きください。先ほど申し上げました通り、市町村が定める保険料率は府内統一となります。表の一番上が令和6年度の統一保険料率になります。2番目の表が令和5年度の標準保険料になりますので、比較しますと介護分の均等割を除いてはすべての率で上がっております。

保険料上昇に係る要因としましては、令和6年度の府内全被保険者の医療費の見込みに

ついて、過去の増加率を参考に前年度より一人当たり2.63%の増加と推計されたこと。また、支援金分については、超高齢社会の進展に伴う後期高齢者支援金の増加による影響が保険料の上昇につながったとされています。一方で、これら保険料の上昇に対し、保険料の抑制を図るため、各市町村からの納付金やこれまで市町村に交付されていた交付金を一部、保険料抑制分に振り替えるなど様々な措置を講じましたが、上昇分をまかなえることはできず、結果、保険料率のアップとなったものです。

別添の参考資料、令和6年度の事業費納付金の本算定結果(概要)に詳しい推計方法が載っておりますので、お時間のある時にご覧いただければと思います。

また、本市におきましては、これまで激変緩和措置として、急激な保険料の増加にならないよう、徐々に保険料を上げていく期間でありながら、財政調整基金を活用して上から3番目の表のとおり保険料を抑制しておりました。そのことが影響しましてさらに保険料の上昇が大きくなったものでございます。

4ページをご覧ください。料率だけではどれほど保険料が上がるのか分かりにくいと思いますので、それぞれのモデルケースにおける保険料比較を載せております。真ん中ぐらゐの縦の列、5年度(B)の交野市の保険料から2つ右の6年度(D)大阪府統一保険料になります。一番右に増加額が載っております。すべての層で保険料が上がる算定となっております。

本日お配りしております資料のA3横一枚の資料を、参考に付けさせていただいております。所得ごとの保険料比較、その所得に対して世帯の人数が増えていけばどう変わるのかというところの表を載せさせていただいております。

収入が増えるにつれて、保険料が上がりますし、人数が増えればそれだけ均等割の金額が加算されますので保険料が上がっていく仕組みになっております。

また、右下の方に所得分布がございます、一番右の割合では、交野市の被保険者の中で所得100万円未満の方が半数以上57%を占めております。それぞれの所得はご覧の割合の分布になっており、先ほどの比較表で年間8万とか上がる世帯は少数ですが、全ての層で保険料が上昇する形になっています。

保険料の増加に伴い、保険料が払えないという人も増えてくると想定しております。独自の減免など適用ができない状況でございますので、丁寧に制度を説明し理解を得るとともに生活状況等をしっかり把握したうえで分納の相談などの対応をさせていただきます。

また、6月に納付書が届いて驚かれることが想定されます。これまで1月・2月の広報誌に保険料率が統一されることやこれまでの保険料抑制策などを掲載してきましたが、改めて4月号では具体的な保険料をお示しするなど、早めの周知に努めてまいります。

会 長： ありがとうございます。

ただいまの報告について、何かご質問ございませんでしょうか。

小菓委員： 別添A3の右下の所得分布の割合、合計43ではなくて100ではないですか。

当然100ですよ、世帯数の合計はどうなりますか。0が5, 000あって、計が3, 798ではおかしくないですか。平均値を出しているのではないですか。

村上課長： 世帯数の合計は8, 840世帯です。申し訳ございません。

長井委員： 交野市の場合は、保険料を見ると令和5年度までに相当激変緩和を行ってきたために、10%以上の上昇になっているのは理解できるが、大阪府の統一保険料に適応していくということは、財政の判定や被保険者の負担軽減とのギャップがあるので、丁寧に説明しても、驚かれるのではないか。また今後こうなるかということも併せて告知をしてあげないといけないのでは。毎年上がると思われてもいけないので、4月広報以外にも対応をお願いします。

あと、財政調整基金6億2千万の一部を保健事業の方に投入して、被保険者にメリットのあることも必要では。毎年必要はないと思うが、例えばがん検診の補助を増やすとか、そうすれば医療費の将来への提言にもなるし、健康の気づきにもなるのでと思い提案いたします。

基金の用途を決めるのは誰がどこで決めるのか。条例で決めるのか議会で決めるのでしょうか。

村上課長： すでにごん検診の無償化等に使っておりますが、今後こういった形で使うのかは大阪府の許可までは必要ないので、方針が決定されれば関係機関の方に相談させていただくとともに、この協議会で協議をさせていただきます。運営方針で示されている範囲での使用については市町村で決められます。

長井委員： ご検討ください。

会 長： 他にございませんでしょうか。

新庄委員： 基金の運用方法についてお伺いしたいのですが。

村上課長： 府も当面3年間は、各市町村から持ち寄って、保険料の抑制のための使うという事業があるのですが、それ以外は不測の事態に備えて持っておくこととされています。府は3年後保険料の増加が見込まれるので、市町村の保有している基金の使い方については改めて検討していくことになっています。運用についてはリスクもあるので、あくまでも不測の事態に備えた基金であるので、計画を立てた上で慎重に判断したいと考えております。

長井委員： 3年間、大阪府は何も手を付けませんよということですね。

村上課長： 3年間は1人当たり680円分を全市町村から基金なり余剰金を使って府に納めることになっています。そういった抑制策を3年間、府として本当は額を上げて680円ではなく一人当たり何千円、何万円と額を上げていって、保険料を下げるという見込みだったが、基金を持たない市もあるため、均等に一人当たり680円というこの金額になった結果、保険料の抑制が出来なくなりました。

3年後はその680円を千円、2千円にするのか、全市町村平等ということではなく、持っているところは割合で出すという形で検討をするのだと思います。

長井委員： 大阪府は、持っているところは召し上げと言われる可能性もあるということですね。

村上課長： 当然、大阪府単独では決められませんので、ワーキンググループで各市からメンバーが、今年ですと枚方市と大東市が北河内のメンバーになっていますので、各ブロックから代表市が集まったのワーキンググループ会議で決めますので、府はそうしたいと言ってくるけど、またその会議で反発が出ますとそういうわけにはいきませんので、その会議の結果が今回は680円になったということです。

長井委員： 出来るだけ他で使えることがあったら、6億は大きいので使ってもらいたい。考えておかないといけないと思います。

会 長： 他にございませんか。

それでは、続きまして、「保険料賦課限度額について」、「低所得者減免基準について」及び報告案件2点目「国民健康保険料軽減判定所得基準の見直しについて」事務局より報告願います。

久保田： 資料の5ページをお開きください。「国民健康保険料賦課限度額について」ご説明させ課長代理 させていただきます。

今回は、支援金分の保険料賦課限度額について改定するものでございます。医療分及び介護分につきましては、改定はございません。

賦課限度額につきましては、国の税制大綱が閣議決定される中で、国の基準を引き上げることが示され、国民健康保険法施行令が改正されました。

大阪府において、翌年度の国民健康保険を運営するに当たり必要額を算出するときに用いる限度額は、国基準が改定される前に算出いたしますので、国基準より1年遅れということになります。

令和5年度の大阪府が用いる賦課限度額が引き上げられたことから、本市におきましても、支援金分の賦課限度額を20万円から22万円に引き上げるものでございます。

今回の限度額引き上げによりまして、医療分・介護分も含めた保険料の上限額の合計は104万円となります。

参考としまして、令和5年度保険料賦課時の6月現在で保険料率を「令和6年度市町村標準保険料率」として算出した場合、支援金分の保険料が限度額に達する世帯は182世帯で、変更前の198世帯から限度額到達世帯が16世帯減少いたします。

限度額に達する総所得金額等は、世帯構成により異なりますが、2人世帯では、収入約835万円、所得で約641万円以上の方が、限度額に達することとなります。

続きまして、「低所得者減免基準について」説明いたします。

先程、低所得者減免は市独自の減免制度のため、令和6年度より廃止となるお伝えし

ましたが、廃止になることによる影響として令和4年度の申請世帯数と減免額及び令和5年度の12月末現在の実績を記載しております。

廃止により、これらの世帯が減免できなくなるため、低所得者に対する影響等から、毎年申請のある世帯に対しては令和3年度以降、激変緩和措置期間終了後廃止になる旨を伝え、令和5年度においては申請時に全世帯を対象に来年以降廃止になる旨を周知しております。

続きまして、報告事項2「国民健康保険料軽減判定所得基準の見直しについて」ご説明させていただきます。

国保の被保険者は他の社会保険等の被保険者と比較すると低所得者が多く、保険料負担が過重となることがあるため、世帯の合計所得が一定基準以下の世帯について、保険料の均等割額及び平等割額を、自動的に2割、5割、7割と軽減し、保険料が算定されます。

資料の表をご覧ください。

所得基準額の欄には軽減判定所得の基準となる額の計算方法が記載されており、今回、この基準額について、5割軽減は現行の29万円から29万5千円に、2割軽減は現行の53万5千円から54万5千円に、それぞれ引き上げる見直しとなっております。

具体的に、3人世帯の給与収入を例として記載しております。

令和5年度保険料賦課時点の6月1日で算出してみると、5割軽減が19世帯、2割軽減で16世帯が対象となり、ともに、わずかではありますが、軽減の対象となる世帯は増えることとなります。

軽減される保険料相当額の財源としては、大阪府から4分の3、市一般会計から4分の1が基盤安定繰入金として補てんされることとなっております。

以上、とさせていただきます。

会 長： ありがとうございます。ただいまの報告について、何かご質問はございませんでしょうか。

波戸委員： 今までの話では7割軽減とありますが、本市では7割軽減の人はいないのですか。

久保田： 7割軽減の方はもちろんおられますが、今回の法改正で金額が変わらないので記載は
課長代理 しておりません。

波戸委員： 具体的には何世帯あるのですか。

久保田： はっきりした数字がありませんが、先ほどの所得分布でございました約100万円未満の世帯は約7割になることが多いです。
課長代理

波戸委員： 100万円以下ということは生保とあまり変わりませんよね。

村上課長： 保険料は所得の判定となり、生保は収入の判定となりますのでそこは少し違ったものに

なります。所得がなくても保険料はかかってまいりますので0円の方でも保険料はかかります。所得割はございませんけれども、均等割と平等割がかかってまいりますので、その方の均等割と平等割が7割減額されるものです。

波戸委員： 所得割だけの減額なんですか。

村上課長： この範囲の所得の対象になれば、均等割と平等割がそれぞれ5割軽減、2割軽減されるということです。

波戸委員： 7割軽減の人は所得割がないだけということですか。

村上課長： 7割軽減の人は今回の見直しはございません。従前の所得基準がありますので約100万未満であれば均等割と平等割が7割ということになります。

会 長： 他にご質問ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

続きまして報告案件3点目「令和6年度国民健康保険特別会計予算案について」事務局より報告願います。

久保田： 資料の6ページをご覧ください。

課長代理 国民健康保険におきましては、年々加入者の減少が続いており、令和6年度予算におきましても、令和5年度予算をおおむね踏襲する内容で3月議会（定例会）に提出する予定としております。

詳細につきましては、次ページをご覧ください。

まず歳入になります。保険料につきましては、納付金額から算出しており、一般分については統一保険料による増加を見込んでおります。

退職分については、退職医療制度の廃止に伴い、滞納繰越分以外は歳出も含め計上しておりません。

次に、府支出金特別交付金でございますが、市町村の健康事業への取組や保険料の徴収などの状況により交付される保険者努力支援分や、府の特別調整交付金を計上しております。保険者努力支援分につきましては、今年度から計上分の2分の1を財政調整事業として保険料抑制のため納付することとなっております。また、同じ保険料抑制のため、府繰入金2号につきましては、府において全額を1号繰入金に振替えることとなりましたので、0円としております。

財政調整基金繰入金については、保険者努力支援分にもございます、財政調整事業の事業費納付金として、1人681円の被保険者数12,374人分で842万6千694円と、がん検診無償化対応分の500万円を計上しております。

以上、歳入としまして、前年度より2億1千543万2千円減の77億4千829万4千円を計上しております。

次ページの当初予算対前年度比（歳出）（案）をご覧ください。

歳出に関しては、被保険者数の減少による療養費の減少はあるものの、審査支払手数料に関しては手数料単価の増加等でプラスとなっております。

また、保健事業費に関しても、事業の充実による影響によりプラスとなっております。以上が歳出予算となり、歳入同様、前年度より2億1千543万2千円減の77億4千829万4千円が、令和6年度の国民健康保険特別会計の歳出予算でございます。以上を説明とさせていただきます。

会 長： ありがとうございます。ただいまの報告について、何かご質問はございませんか。

新庄委員： 滞繰り分が結構な金額上がっていますが、今回の決算で執行不能額はどのくらいありましたか。

村上課長： 時効によって執行停止した額が約4千万ございます。

新庄委員： 主な原因は何ですか。

村上課長： 財産調査等をさせていただきまして、徴収できる財産がないですとか、ご本人さんがお亡くなりになったとかという理由であります。

新庄委員： 出来るだけ、100とは無理だが高い収納率を維持してもらおうよう、お願いします。

会 長： 他にございませんでしょうか。

長井委員： 歳出の一般療養給付費が令和5年度に比べて令和6年度はマイナス2.5%減っているが被用者保険ではかなり上がってきている。調剤の関係とか購入資材の関係とか令和5年度はインフルやコロナで増えてきているが、この傾向は増えていくのではないかという予測もされているが、減るということについての分析がされたり、あるいはそういう指針が出てたりするのですか。

村上課長： 先ほど大阪府の推計報告のなかでもお示しは少し触れたのですが、1人当たりの単価は増えてきていますが、国民健康保険に限っては加入者が75歳に到達しますと後期高齢者医療制度に移行して加入者全体の人数が減ってきている状態になっており、単価は上がっているが総数の人数が減ってきていることから総医療費は減っております。

それぞれの年度の保険給付費用、それぞれの年度の被保険者数で割りますと、1人当たりの医療費が出てくるのでそれを比べると年々は上がっています。

それ以上に団塊の世代が75歳になられますので被保険者の減少が大きいという形になります。

会 長： 他にございませんか。

小菓委員： 歳出の一覧表で保健事業費の内訳で、特定健康診査事業等とは他に何がありますか。

村 田： 特定健康診査等とは、特定健診、保健指導に加えまして特定健診の結果、指導が必要な
課長代理 方に向けての様々な保健事業に関する費用も含まれている形となっております。

小菓委員： 2つだけですね、特定健診の関係だけですね。

村 田： 特定健診、保健指導、色々な教室等の保健事業や人間ドックの補助、アスマイルの啓発
課長代理 も含まれている形となっております。

小菓委員： 特定健診がだいたい1人1万円で、交野の国民健康保険加入者が8千何人、受診率が6
0%として5千人、5千万円ぐらいしか保健指導、特定健診費用にかかってないのですよ
ね。指導はそんなに多くないので、なぜ特定健診にかかっている費用の倍もかかっている
のかなと思ひまして。

村 田： 保健事業の中で特定健診を受けられて血液検査の結果への指導が必要な方に対して、直
課長代理 接的な個人の指導と、その結果、特定健診がメタボ健診と言われているので、基本的
には肥満がある血圧・血糖・脂質の数値が悪い方への指導が大前提になってはいますが、肥満
のない血液検査の結果で、血圧、脂質、血糖の数値が悪い方や、医療費が高額となる糖尿
病性腎症の取組み等、保健事業の中で複数の事業を展開しておりますので、その一つ一つ
に費用がかかる部分に加え、人間ドックやアスマイルの費用も掛かってまいります。

また、国保連とのデータのやり取りの委託料や、特定健診実施運用をしていく中での関
連する事業費がすべてここに含まれているという形になってはいますので、総額で見ると少
し高い価格になっております。

村上課長： 次年度は表現方法も考えたいと思います。

青山委員： 7ページの歳入合計の前年対比が64.9となっているが、97.29ではないですか。

村上課長： 64.9%はありえない数字なので、間違いです。
おっしゃる通り歳出と同様97.29になりますので訂正させていただきます。

会 長： 他にございませんでしょうか。
最後に、事務局からその他案件について説明をお願いします。

村 田： 4番その他の資料をご覧ください。交野市特定健康診査等実施計画及びデータヘルス計
課長代理 画策定について報告させていただきます。

令和5年度より、交野市国民健康保険特定健康診査等実施計画及びデータヘルス計画策
定審議会を設立しまして、令和6年3月、5年度末の計画策定に向け現在進めております。

審議会を年4回のうち、5月、9月、11月にすでに3回目まで実施しており、12月18日から1月19日までの間にパブリックコメントを実施しました。今月末、2月28日に4回目の審議会にて素案の審議をしていただくことになっております。今までこちらの協議会の方で特定健診・保健指導及び各種保健事業の実施評価を行ってまいりましたが、今後に関しましては、計画審議会において毎年報告評価を行い進めてまいります。

会長：他にこの際ですので、報告はありませんか

村上課長：マイナ保険証について、国の方が先般、今年の12月2日以降保険証を廃止すると方針が決定したと第一報がございました。

今後につきまして、府内での取扱いについてはどういった発行するのか取扱いを決定していくこととなりますので、皆様にご報告させていただきたいと思っております。

また、今後の運営協議会ですが、大阪府の方針に従ってとなりますとどうしても諮問事項が少なくなると思うが、都道府県化されたとはいえ、各市町村では地域の特性や課題は様々でございます、例えば年齢構成の偏りとか被保険者の経済状況ですとか医療機関の配置状況など、大阪府内でも交野市と大阪市を一緒にすることはなかなか難しいなという状況でもあるので、そうした地域の特性に応じた意見を今後の府の方針に、府にも伝えていくためにも地域住民の代表でもあり、様々な専門的なお立場の皆様から構成されるこの運営協議会において今後も意見交換や調査・審議が行われることが、今後の国保運営において重要になってまいりますので、引き続き皆様からご協力をお願いしたいと思っております。

来年度以降の開催につきましては、開催の時期や回数、開催の方法は、大阪府の動向や他市町村の方法も見ながら検討させていただきたいと思っておりますので、また決定次第お伝えさせていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

会長：それでは、本日の議題に上がっておりました報告事項及び精査していただいた内容につきましては、以上を持って終了させていただきたいと思えます。

今年は、1月1日に思わぬ災害が起こりまして、身近な方がもしかして災害にあわれた方もいらっしゃるかもしれませんが、まだまだコロナも予断を許さない状況です。それぞれ皆様の健康が大事です。お身体に十分ご留意いただいたうえで、先のことは未定でございますが今後ともご協力いただけたらと思えます。

本日は、本当にお疲れ様でした。ありがとうございました。

会議録署名

会 長

会議録署名委員

委 員

委 員
